

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第10条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第36条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第36条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する</p>

被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第21条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第30条」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第21条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第30条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第37条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第37条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と</p>

あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第36条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」

あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第36条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」

と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の下関市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

市立中学校における学習指導のため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市港町一丁目 1 2 番 4 号
山口教科書供給株式会社
代表取締役社長 河 村 卓
上記代理人 下関市東大和町一丁目 1 番 4 7 号
山口教科書供給株式会社下関営業所
所長 山 根 由 香 里
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 3 0 , 0 7 7 , 7 6 7 円

提案理由

教師用教科書及び指導書を取得するため。

別表

区分	数量	金額
中学校教師用教科書	997冊	518,567円
中学校教師用指導書	754冊	29,559,200円
合計		30,077,767円